

※これは令和7年度就学援助制度の事前案内です。
保護者の方が実際に行う手続きは、新年度まで必要ありません。

令和7年1月
玉野市教育委員会

保護者のみなさまへ

令和7年度 就学援助制度について

経済的な理由で、小学校・中学校の義務教育を受けることが困難な児童・生徒のために、就学援助（要保護・準要保護）の制度があります。ただし、本制度を使うためには、一定の所得額を満たしていないこと等が条件となります。

本制度を希望される場合は、お子様の通われている学校へご相談ください。

なお、令和7年度の就学援助の申請については、令和7年4月中に各校からご案内いたします。

また、就学援助は毎年申請が必要です。前年度受給された方でも、令和7年度に希望される場合は、新たに申請が必要です。 令和7年度の新1年生のうち、「新入学学用品費」を入学前に受給された方も、改めて申請が必要です。

下記のとおり本制度についてお知らせいたしますので、内容をご確認ください。

(※実際の手続きは新年度です。学校から案内が届いてからとなります。)

記

1. 対象者

要保護：生活保護を必要とする状態にある方

準要保護：生活保護を必要とするほどではないが、それに準ずる程度に困窮していると玉野市教育委員会が認める方。

2. 援助の対象となる費目（斜線部分は対象外です）

費目	要保護	準要保護
学用品費・通学用品費		対象
新入学児童生徒学用品費（注1） (4月認定の1年生のみ)		対象
学校給食費		対象
校外活動費		対象
修学旅行費	対象	対象
学校病（注2）に関する医療費	対象	
通学費（注3）		対象

注1：入学前に受給した方は除く。

注2：主に歯科検診で治療指示のあったむし歯の治療費

注3：小学生は片道4km以上、中学生は片道6km以上の児童生徒が対象。他から補助がある場合は、補助分を除いた交通機関の旅客運賃。

※要保護については、玉野市教育委員会が行う就学援助制度では援助対象ではない費目も、玉野市福祉政策課が行う生活保護制度で対象となるものがあります。生活保護制度についてのお問い合わせは、玉野市福祉政策課（32-5555）へお願いします。

＜裏面もご覧ください＞

3. 申請方法

お子様の通われている学校へ、所定の申請書と必要書類を合わせて提出してください。
(申請書は各学校へお申し出ください。) 申込受付は随時行っていますが、学校を通じて玉野市教育委員会へ毎月25日(25日が休日の場合は前日)までに届いたものを判定し、認定された場合、翌月から援助費が支給されるため、早めに申込をお願いいたします。(25日を過ぎて玉野市教育委員会へ到着したものは、認定されても翌々月からの支給となります。)

『日比小学校は、毎月20日締切です。』

ただし、年度当初(4月、5月)については、締切日が異なりますので、学校へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

4. 申請に必要な書類

世帯の状況		提出書類
生活保護を受給している方(※1)		申請書
児童扶養手当を受給している方(※2)		申請書、児童扶養手当受給者証の写し
いずれにも該当しない方	令和7年1月1日時点で <u>玉野市に住所があった方</u>	申請書 (添付書類は不要ですが、所得が確認できない場合は、申告をしていただく必要があります)(※注1)
	令和7年1月1日時点で <u>玉野市以外に住所があった方</u>	申請書、令和7年度所得 課税証明書 (※注2)

※1：玉野市福祉政策課が行う生活保護制度で、生活保護を受給している方

※2：玉野市こどもみらい課が支給する児童扶養手当(ひとり親世帯等の手当)を受給している方

注1：令和6年分の**所得申告をされていない**方は、認定できない場合があります。必ず**税務署または市役所税務課**で申告をお願いします。ただし、給与所得のみの方で、勤務先から玉野市に給与支払報告書が提出されている場合は、申告の必要はありません。

注2：令和7年1月1日時点で玉野市以外に住所があった方(令和7年を玉野市外で市民税を課税されている方)は、必ずその市町村発行の**令和7年度 所得・課税証明書**が必要となります。

5. 申請にあたってご了承いただく事項

- ①教育委員会が審査のために、住民基本台帳、市民税課税台帳及び児童扶養手当受給状況を照会することについての同意が必要です。
- ②申請書に記入された世帯状況等に変更が生じた場合は必ず申し出てください。場合によっては再度申請をしていただくことがあります。

○制度についてのお問い合わせ

お子様の通われている学校(日比小学校 TEL: 0863-81-8216)

または、玉野市教育委員会学校教育課(TEL: 0863-32-5575)へご連絡くださいますようお願いいたします。

◎この内容は、令和7年1月現在の内容です。変更される場合もありますのでご了承ください。